上に寄与するような事業を募集したり、そういったところに助成するようなところも検討いただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、質問となりますけれども、先ほどの 地区から上がってきている部分というのは、一 緒に考えていただきたいという部分のところが 大きいと思います。将来を見据えて、各地区に 割り当てられている人員の見直しも必要である と思いますし、検討していかなければならない、 そういったところになっておりますので、その 点について、いま一度市長の考えをお願いいた します。

- **〇鈴木富美子議長** 内谷重治市長。
- **〇内谷重治市長** 簡潔に申し上げます。おっしゃ るとおりのところもございますので、ちょっと まずは地区長会の皆様といろいろ意見交換をし たりしていきたいと思いますが。ただ、私は、 こういう時代だからこそ、大変な地域はあるか もしれませんけれども、意思疎通を図っていか ないと、我々文書でお一人お一人渡して、それ で済むかという問題じゃないと思うんですね。 本当一緒になってつくっていかなきゃいけない わけですよ、これからの時代。本当深刻ですよ、 人口減少で。そのときに、地区長の皆さん、大 変さ分かるんですが、じゃあそれをどうすれば 地区長の皆さん大変にならずにみんなの問題と して考えることができるか、それを模索しなき やいけないと思います。なお、まずは地区長会 の皆様と相談しながら進めてまいりたいと思い ます。ありがとうございます。
- **〇鈴木富美子議長** 7番、渡部正之議員。
- **〇7番 渡部正之議員** ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

竹田陽一議員の質問

○鈴木富美子議長 次に、順位7番、議席番号8番、竹田陽一議員。

(8番竹田陽一議員登壇)

**〇8番 竹田陽一議員** 共創長井の竹田陽一です。 よろしくお願いいたします。

さきの議会選挙において、2期目の当選をさせていただきました。大変ありがとうございます。初心を忘れず、市民の皆様の声を市政にしっかり届けて、長井市に住んでてよかったと感じられる、そして住みたいと思える豊かなまちづくりに真摯に取り組んでいく所存であります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

さて、本定例会における一般質問は、一つは、 教員の働き方改革の推進について、一つは、熱 中症警戒アラートの活用について、一つは、無 蓋防火水槽の機能維持についての3件でありま す。

質問に入る前に、少子化対策について少し触れさせていただきたいと思います。

過日、異次元の少子化対策に向けて、児童手 当の拡充などを盛り込んだこども未来戦略方針 が公表されました。教育費や食費などへの親の 負担感を和らげる経済支援はその効果が期待で きるものと思います。一方、様々な対策の予算 は3.5兆円ほどが必要とされております。その 財源には徹底的な歳出削減などで行うとしてい るようです。社会保険料の引上げをしない、消 費税などの増税を行わないとしていますが、高 齢化の進展により社会保障費の拡大が続く中、 このような巨費をどのようにして捻出するので しょうか。少子化対策を前に進めるためには、 当然に安定した財源の確保が求められると思い ます。財源については、歳出削減に加えて、国 民に幅広い負担を求める増税策なども視野に入 れてしっかり議論してほしいと思います。

さて、これより質問に入ります。

まず初めに、教員の働き方改革の推進につい て伺います。

長時間労働が指摘されている教員の働き方は 改善されたのでしょうか。過日、文部科学省が 2022年度の教員の勤務実熊調査結果を公表いた しました。過労死ラインとされる月80時間を超 える教員は、小学校は14.2%、中学校は36.6% と前回調査より20ポイントほど改善しています が、中学校の3人に1人が過労死ラインを超え ており、異常な状態となっております。また、 文部科学省が定める勤務時間の上限に関するガ イドラインである月45時間の上限を超える教員 は、それぞれ64.5%、77.1%となっています。 1日当たりの勤務時間は、小学校で10時間45分、 中学校では11時間1分となっています。そして、 勤務時間中に取る休憩は平均して20分ほどであ ります。持ち帰り業務を加えると、平均で小学 校は82時間16分、中学校では100時間56分であ り、全体の平均値が過労死ラインを超えており、 危機的状況となっております。

一方、山形県においては、第1期働き方改革プランにおいて、令和4年度末までに80時間を超える教員ゼロ人を目指していましたが、目標は未達成となっております。学校教育への要請がますます多様化する中、新型コロナ感染症の拡大も重なったことが影響しているとの見方があるようです。

子供たちのためであれば長時間労働をよしとするという働き方の中で、教師が疲弊していくことは、子供たちのためになりません。子供たちに魅力ある授業を行うため、教員自身が心身ともに健康でなくてはなりません。第1期プランで残された課題や部活動の地域移行などの課題解消を着実に進めていくなどの労働条件の改善は、子供たちにとってよりよい教育環境をつくることにつながるものであります。

これらを踏まえ、以下、質問をします。

1つ目、本市の令和2年度から4年度までの

教員の勤務実態について伺います。学校の働き 方改革の基礎は、教員の勤務状況の把握であり ます。勤務時間調査を継続して行い、働き方改 革の取組の効果や課題を丁寧に検証することが 必要であります。本市の改革プラン第1期にお ける勤務状況について、学校教育課長にお伺い します。

2つ目、教頭の勤務時間の状況について伺います。勤務実態調査によると、職種別では教頭が校内での勤務時間が最も長くなっていますが、本市の状況はどうでしょうか。教頭が疲弊していれば、その学校に課題があるとも言えるのではないでしょうか。教頭は学校運営に係る様々な校務について管理を行い、教員への指導、地域の窓口になっていることが原因とも考えられます。教頭の負担軽減のため、本市ではどのような対応を講じていますか。学校教育課長にお伺いします。

3つ目、持ち帰り残業について伺います。持ち帰り業務は、学校で処理できないものをやむなく持ち帰っているのであり、この時間数を加えた取組が必要と思います。早く帰りましょうという掛け声の下、持ち帰り業務が増えている懸念があります。持ち帰り残業は自己申告制ですが、必ず把握されなければならない数字です。本市における持ち帰り時間数の把握方法及び状況について、学校教育課長にお伺いします。

4つ目、成功した働き方改革の取組について 伺います。本市では、働き方改革を推進するた め、一定のスキルや経験を持つ部活動指導員を 活用し、時間外勤務の削減を図っていますが、 そのほかの成功した取組について、学校教育課 長にお伺いします。

5つ目、新型コロナ 5 類移行の影響について 伺います。新型コロナが 5 類に引き下げられた ことから、学校では新型コロナ感染症対策が見 直しされていると思われます。気になるのが、 やめていたイベントの復活など、学校生活がど こまで元に戻るかであります。運動会、入学式、 卒業式の簡素化を好意的に見る方がいる一方、 コロナ禍を理由に何でもが簡素化されて、子供 たちがかわいそうという声もあります。学校で は、今後、どのように判断していくのでしょう か。今回の実態調査により、教員の長時間労働 の問題がより広く認知されるようになったと思 います。今後、国では、教員の待遇改善の在り 方について議論が始められるとの動きがありま すが、働き方改革の方向性にも影響すると見ら れます。コロナ後において、これまでのような 手厚い学校に戻らず、働き方改革を推進するこ とが大事と考えますが、改めて教育長の見解を お伺いします。

次に、熱中症警戒アラートの活用について質問します。

近年、全国的に熱中症による救急搬送者数が著しい増加傾向にあります。また、死亡者数は年間1,000人規模で推移しているようです。熱中症警戒アラートは2021年度から運用されていますが、その発表実績は、2021年、613回、2022年、889回となっているようです。今年の夏は例年より高温傾向になるとの見通しがあり、熱中症の予防等にしっかり取り組むことが必要となっています。

さて、今年も今月11日までに全国で5,000人ほどが救急搬送されています。熱中症の症状としては、軽症の場合は立ちくらみ、そして中等症になると脱力や頭痛、吐き気や嘔吐などが加わるようです。このような症状が現れた場合は救急搬送する必要があります。さらに重症となれば、高体温に加え、意識障害が見られるようになり、けいれんなどが加わると、最悪の場合は死に至ることもあります。熱中症は高温にさらされることにより引き起こされます。小・中学生は運動中に、青壮年は屋外の作業中、そして高齢者は自宅での発生が特徴として挙げられております。このようなことから、これらリス

クが予想される者には適切な対策が必要であります。地球温暖化を考慮すると、熱中症対策は極めて重要な課題と考えます。

これらを踏まえ、以下、質問します。

1つ目、熱中症警戒アラートの活用状況について伺います。熱中症の危険性が極めて高いと 予測された際に熱中症警戒アラートが発表されます。現在、本市において、熱中症警戒アラートをどのように活用していますか。厚生参事にお伺いします。

2つ目、学校における熱中症発生時の対応について伺います。学校において緊急事態が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を講じる必要があります。応急手当等の講習会を行うなど、実際の対応ができるようにしておくことが必要と考えますが、熱中症緊急時の体制はどのように確立していますか。学校教育課長にお伺いします。

3つ目、超高齢化社会の中、独り暮らしの高齢者が増加しています。温度の変化を感じにくく、脱水症状になりやすい高齢者は、ほかの世代より熱中症にかかりやすく、重症化しやすくなっています。加えて、エネルギー価格など物価高騰から、エアコンの使用を控える懸念もあります。このようなことから、特に独り暮らし高齢者の熱中症対策として、定期的な見守り体制の構築が必要と考えますが、本市はどのように対応していますか。厚生参事にお伺いします。次に、無蓋防火水槽の機能維持について質問します。

防火水槽は、消火栓と並ぶ重要な消防水利であり、公共施設であります。本市には消火栓が約460基、防火水槽等が約140基あり、充足率は40%ほどとなっています。現在、本市は、防火水槽と消火栓の計画的な整備に努めておりますが、まだ充足率は十分とは言えない実態にあるように思います。地域の実情に応じ、耐震性を有する消防水利を計画的に整備すると同時に、

既存施設をしっかり機能するよう維持管理する ことが大事であります。

これらを踏まえ、以下、質問します。

1つ目、消防水利の配置基準について伺います。消防水利は、あらゆる防火対象物を対象として、消防水利を計画、整備することが理想ですが、これには多大な経費を要することから、整備基準が定められております。本市の消防水利はどのように配置していますか。消防主幹にお伺いします。

2つ目、消防水利の管理状況について伺います。消火栓や防火水槽等は市町村が設置することとされており、その維持管理も市町村が行うこととされています。当然ながら、いつでも使用できるよう水量を確保するとともに、定期的な点検と修繕等が不可欠であります。防火水槽には地中に防火水槽が埋まっている有蓋式と、私たちがよく目にするのが、柵で囲われ、防火水槽と明示されている無蓋式があります。そこで、無蓋防火水槽において、定期点検等の結果や年間の修繕費用、そして主な修繕内容について、消防主幹に伺います。

3つ目、既設防火水槽の機能維持について伺います。防火水槽を維持するためには一定の費用が必要となり、かつ長期的な負担が発生します。消防水利の充足率の改善スピードが緩い中、財政的な負担をかけることなく既設防火水槽を長く安全に使用するためには、予防保全型の管理が必要であるとともに、長寿命化させることが不可欠と考えますが、消防主幹の見解を伺います。

4つ目、指定消防水利の維持管理について伺います。指定消防水利の指定については、その施設の所有者、管理者等の承諾を得ることとなっていますが、維持管理については定めがないようです。したがって、修繕等が必要な場合には、施設の所有者や管理者等がその費用を負担することになりますが、所有者等には相当な負

担感があるものと推察します。今後、指定水利 の管理について、どのように対応していきます か。市長の見解をお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございます。

- **〇鈴木富美子議長** 内谷重治市長。
- ○内谷重治市長 竹田陽一議員から、大きく3点にわたりましてご質問、ご提言をいただいております。私からは、3点目の無蓋防火水槽の機能維持についてということで、(4)の指定消防水利の維持管理についてご質問をいただいておりますので、お答えを申し上げます。

指定消防水利につきましては、消防法第21条 に基づきまして、消防長または消防署長が消防 水利に指定しているものでございます。市内に は、事業者が工場等の建設に伴う土地開発行為 で設置した私立施設の有蓋防火水槽が9基とプ ールが致芳地区と西根地区にそれぞれ1基ずつ ございます。それらの維持管理につきましては、 竹田議員ご指摘のとおり、施設の所有者や管理 者等がその費用を負担することになりますけれ ども、老朽化による更新や修繕など、当然なが らその経費については多大になることが予見さ れます。現在のところ、指定消防水利の維持管 理について、施設の所有者や管理者等からご相 談をいただいたケースはございませんが、今後、 年数が経過すれば、そういった事案が発生する 場合も考えられます。

消防水利につきましては、市民の皆さんの安全・安心を守る重要な施設でございますので、そのような相談等々があった場合には、まずは、私どもではそういったケースが今までないので、近隣の管内の市町村の状況をお聞きしながら、今後についてどうするか、あるいは国、県のほうにも相談しながら、助言等々をいただいて、対応を考えてまいりたいと考えているところでございます。

**〇鈴木富美子議長** 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 私には、特に教員の働き方改 革、その中の新型コロナ5類移行の方向性につ いてのご質問だと受け止めているところです。

まず、いつもこの教員の働き方改革を通して 学校と職員に心を寄せていただいていることを 改めて感謝を申し上げます。

さて、ご存じのとおり、教員の働き方改革については、特に業務の多忙さが話題にされており、それを背景に、4%調整額の見直しや部活動改革等が話題となっております。私、この話題を聞くにつけ、非常に残念だなと思うのは、教員の職務にとどまらず、例えば校則についてもブラックという言葉でやゆされていることです。教員という仕事のすばらしさとかやりがいが話題にされない。そのことは、私、今現在の教員の成り手不足に少なからず影響しているなと感じています。

昨年度3月、県教育委員会から山形県における働き方改革プラン第2期が示されました。その中には各学校における取組チェックシートが示され、県立学校においてはその報告が求められておりますし、この中に部活動改革、地域移行に関する項目が約8項目あって、これらを一体化しているということも読み取れるところです。

さて、一番、私、危惧しているのは、数値化を目標にすることによって、先ほどの働きがいとか、そういうのがそがれるということがないかなと。もちろんこれはどちらを選択するということではないのですけれども、やはりその辺のところも十分に配慮しながら進めていきたいと思っております。今回のチェックシートを踏まえながら、各項目から各校でできる限りできる取組を整理して、指導改善の資料として活用していきたいと思います。

もう一方で、もう学校に努力を求め、改善を 図ること、これに私としては限界を感じざるを 得ません。個人的には、教員の定数を増やすと いう国、県の教育委員会の取組が切実に望まれるところであります。本市では、5校時授業を多く取り入れて年間授業日数を増やす。そして、その中で週の中に教材や子供と向き合う時間を確保する。それから、教育支援員の配置、今年度から新たに置きました若手教員指導員の配置、それから、昨年度来、その前ですね、部活動指導員の配置等、できる限りの施策を議会のご理解をいただいて進めているところです。その目的は、教員が目の前の子供たちの成長に向けて、じっくり授業を考えたり、子供やその子供の背中にある保護者に気持ちを寄せたりすることができる環境を整えることだと思います。そのための働き方改革だと思っております。

議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、学校教育活動も本来のものに戻りつつあります。ただ、コロナ禍の中でいろいろな活動をシンプルに成立させるという手だても学んだところです。小さいところですけども、運動会を例に取りますと、伊佐沢小学校での地区の合同運動会、これは地区と話し合って進めた大事な取組だと思います。また、各学校では、子供も教師も無理のない入場行進等々、踏襲を見直しながら、行事や取組で工夫、改善をしているところです。各校で学んできた小さくても大切な事実を共有することで、教員の仕事が無理なく、しかし、かいのある仕事になるように進めていく所存です。

一方、先ほどの話に戻りますが、教員に求められている業務が激増しております。例えば学校評価が求められました。これの説明責任の業務、それから、学校保健安全法の設置による各学校での危機管理マニュアルの作成、そして、学校体制の構築、こういうのも求められます。さらに、小学校、英語が授業になりましたけども、小学校の先生、担任の先生が今まで8教科教えてたのが9教科教えなければならなくなるわけです。こういった負担というのはどんどん

増えているということがあります。幸い本市に おきましては、教育を柱にした先見性を持った 施策により、ALTの全校配置ですとかICT 機器の拡充等、そのような取組をしております。

また元に戻りますが、それでも大事なのは、 定数を増やして様々なシフトでいろいろな関わ りを持ち、先生方が子供に対するということだ と思います。これについては、国に対して県教 委を通じながら継続的に要望していきたいと思 っております。

## **〇鈴木富美子議長** 横澤聡一学校教育課長。

○横澤聡一学校教育課長 私のほうには大きく2 つの質問をいただきましたので、まず、1つ目 の第1期の令和2年度から令和4年度までの勤 務状況について、年度ごとの勤務時間、取組の 効果及び課題についてお答えいたします。

まず、時間外在校等勤務時間、いわゆる超過 勤務でございますけれども、令和2年度の1カ 月平均でございますが、小学校は34時間45分、 中学校は63時間45分です。令和3年度につきま しては、小学校は32時間30分、中学校は68時間 39分、令和4年度、小学校34時間30分、中学校 は64時間53分でございます。

年平均の時間外在校等時間、超過勤務の80時間を超える割合ですけれども、小学校につきましては、令和2年度、令和3年度、令和4年度はゼロ%でございます。中学校については、令和2年度、18.5%、令和3年度、32%、そして令和4年度は20.4%でございました。

月別で超過勤務が多くなる月については、学校によって違いはあるものの、小・中学校共通して年度当初の4月、5月、あとは学校行事等が多い9月、10月になっております。

また、時間外の業務内容についてですが、主 に授業の準備、校内分掌の業務、文書作成等と なっております。

令和2年度と令和3年度は、コロナ禍により 様々な行事等が行われませんでした。ほぼコロ ナ禍前に戻った令和4年度の実績については、 このことを加味すれば、行事の精選、精査等、 検討した結果と受け止めております。

工夫、改善した特徴なこととして、学校運営面では、子供と向き合う時間の確保を目指し、5時間授業を増やす取組が各校に浸透してきました。また、人事面では、スクールサポートスタッフや部活動指導員を各校に配置したことです。これによって各校では、先生方に時間の余裕ができたですとか打合せの時間ができるようになった、教材研究をする時間が増えた、部活動の時間に授業の準備ができるようになった、持ち帰りの時間が減ったなどと、効果が出ているということで校長より報告いただいています。

課題としては、児童の変化に応じた対応や家庭からの相談等に対応すること、また、教員自身の心身に対する対応等、それぞれきめ細かな対応が一層求められていることでございます。

現在、本市では、学校教育の重点にスクール・コミュニティの推進を掲げ、学校と保護者、地域が課題を共有し、子供を育てる体制構築を掲げておりますけれども、これは教員の負担軽減の大きな手だてになることだと捉えております。

続きまして、(2)の教頭の勤務時間の状況 についてお答えします。

教頭が疲弊していればその学校に課題があるという竹田議員のご指摘ですが、教頭の職務はまさに学校の要となります。学校運営全般、教員の指導、地域の窓口、加えて危機管理、全ての情報を把握し、的確に指示し、校長に報告すること、この職務が的確に遂行されている学校は、安定している学校、学校づくりがされていると捉えています。

教頭の時間外勤務はどうしても増えざるを得ませんし、学校規模が大きくなれば、その業務は増えてまいります。市内の学校の教頭にはまさに学校の要として鋭意取り組んでいただいて

おり、本委員会にとっても頼りになる存在でご ざいます。

しかしながら、教頭の元には日々膨大な調査 等が届き、その処理にも忙殺されているという のが現状でございます。本市では、調査等につ いては、委員会の指導主事が可能な限り回答し たり、調査や文書等の精査を県教育委員会に継 続して依頼したりしております。

また、本年度、先ほど教育長からありました が、若手教員指導担当職員を配置したことによ り、教頭にとってもこれは大きな存在になって いるなと思っているところです。

教頭の職務軽減の切り札はなかなか見いだせないというのが現状でございますけれども、教頭の業務削減に今後とも取り組んでまいりたいと思っています。

続きまして、持ち帰り残業についてでござい ます。

持ち帰りの時間については、実は調査対象外になっておりまして、把握してないということもございますが、報告と勤務実態に乖離がないかというのは以前より気になっておりました。今回、教頭を通じて直近1週間の持ち帰り時間を口頭で職員のほうに聞いてみたところ、小学校の1週間の持ち帰り時間は平均で3時間、業務内容は、授業準備、校務分掌の事務、お便り作成などがございました。また、中学校については、持ち帰り時間は平均で1.2時間、その内容は、授業準備、保護者向け文書、採点などがございました。家庭の事情から業務を持ち帰らざるを得ない職員もおります。これらの実態も真摯に受け止めながら、改善を模索していきたいなと考えております。

続きまして、4つ目の成功した働き方改革の 取組について、具体的な取組を申し上げますと、 まずは、夏休みを短縮して5時間授業を多くし たことにより、ゆとりが持てるようになったこ と、行事を平日に実施しているというようなこ ともございます。また、清掃を週3日にしたと、これについては、市による業者トイレ清掃があったということもあり、実現したところです。 週1回の定時退勤日のほかに、月1日、全職員が定時に帰る日なんていうのも設けているようです。また、週に1回、部活動の顧問をほかの先生にお願いして、その顧問は定時で帰ること、あとは、ユニークな取組としては、誕生日年休なども設けているなんていうふうなことでございました。

今後も、各校での取組を校長会や教頭会で共 有しながら改善に取り組んでいきたいと思って いるところです。

続きまして、大きな2つ目の質問でございます。学校における熱中症発生時の対応について。本市では、令和4年度、体育館、武道館にエアコンが設置され、全教室に設置されております。熱中症の予防に大いに役立っていますし、安心で快適な学習環境の中で子供たちは生活しているということでございます。

また、児童生徒が水筒を持参し、適宜水分補 給できるよう、丁寧な指導もしているところで す。

緊急時の体制についてですけれども、緊急事態が起きたときの対応マニュアルに沿った連絡体制の確認、また、各校における救急講習、市教育委員会主催で、西置賜行政組合にも依頼しておりますけれども、救急講習にて確認しているところでございます。

- 〇鈴木富美子議長 梅津義徳厚生参事。
- ○梅津義徳厚生参事 私からは、大項目2番の熱中症警戒アラートの活用について答弁をさせていただきます。

まず、(1)の熱中症警戒アラートの活用についてでございますが、熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、暑さへの気づきを促し、熱中症への警戒を呼びかけるための情報で、気象庁と環

境省は今年度4月26日から10月25日までの間、 運用を行うようです。熱中症の危険性が極めて 高いと予想される日の前日の夕方または当日の 早朝に都道府県ごとに発表され、その情報はテ レビ、SNSなどを通じて発信されます。昨年、 山形県の熱中症警戒アラートの発表は1回のよ うでした。

熱中症警戒アラートが発表されるというのは 明らかに危険な状況ですので、発表の有無にか かわらず、日頃から熱中症対策を行うことが重 要ですし、学校、保育施設等では暑さ指数など を参考に熱中症対策に取り組んでおるところで す。

熱中症は、最悪の場合、死に至る場合がございますが、予防行動を積極的に行うことで防ぐことができることから、熱中症対策については、以前からホームページの掲載やリーフレットの配布、各団体への健康講話、個人への声がけなどで周知をさせていただいております。熱中症警戒アラートについても同様に、暑さ指数のことや熱中症警戒アラート発表時には熱中症の予防対策をふだん以上に徹底することが重要なことなど、市民の方が活用できるように、機会を捉え、周知、啓発を行っているところでございます。

続きまして、(3)の一人暮らし高齢者の見 守り体制についてお答え申し上げます。

熱中症対策を含めた高齢者の見守りとして、 高齢者のみの世帯の方に対し、見守りお伺いコ ール事業を実施しております。電話に緊急通報 装置を設置するもので、緊急時には救急車の手 配を行います。そのほかに、体調や生活状態に ついて電話で相談したり、不安があれば看護師 等が相談を受けることができる事業となってお りまして、現在、約60世帯の方が登録をされて おります。また、調理が困難な高齢者のみの世 帯の方には、配食サービス、食の自立支援事業 にて食事を届けると同時に安否確認を行ってお り、約50人の方にご利用をいただいております。 このほか、配達等を行っている山形新聞社、 日本郵便株式会社、県LPガス協会、ヤマト運 輸株式会社、生活協同組合共立社、生活クラブ やまがた生活協同組合、山形県ヤクルト協会の 7事業所と協定を結び、配達時等に何か気づい た点があればご連絡をいただくよう、連携した 見守りを行っております。さらに、民生委員・ 児童委員やケアマネジャーによる訪問等で高齢 者の安否確認を行っているところです。

高齢者ご本人による予防が重要であるため、 昨年度はタスと各コミュニティセンターを会場 として、約180名の方に熱中症予防の講演会を 行い、知識の普及を図りました。今年度もミニ デイサービスや居場所の会場にて説明会を実施 し、パンフレットと経口補水液の配布などを検 討しております。また、6月から9月、今年で すが、おらんだラジオにて熱中症予防について 毎日放送し、注意喚起をしていくこととしてお ります。

長井市でも年々一人暮らしの高齢者世帯が増えており、今後、住み慣れた地域で生活していくためには、行政の取組とともに、地域の皆様のお互いの見守りや支え合いが必要と考えております。現在、ミニデイサービス30か所のほかに、居場所が13か所、100歳体操会場が17か所、こども食堂・地域食堂が3か所開設されておりまして、市の生活支援コーディネーターが活動支援をしております。

今年度は、市民向けフォーラムを開催し、担い手を募り、長井市コミュニティ協議会や長井市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体と連携しながら、支え合いの地域に取り組んでまいりたいと考えております。その中で、新たに定期的な高齢者を見守る体制ができるよう支援していきたいと考えているところです。

**〇鈴木富美子議長** 鈴木浩一郎消防主幹。

〇鈴木浩一郎消防主幹 私のほうには、大きな問いの3番、無蓋防火水槽の維持管理についての(1)から(3)までご質問を頂戴いたしました。

まず、(1)の消防水利の配置基準について 申し上げます。

本市の消防水利につきましては、昭和39年に 消防庁において告示されました消防水利の基準 に基づきまして整備を進めてございます。この 基準では、消火栓においては、水道配水管の管 口径が150ミリメートル以上のものに取り付け ることですとか、防火水槽の場合は、容量が40 立方メートル以上、防火対象物からの距離など が示されているところでございます。

消防水利の配置場所につきましては、この基準に基づきまして、消防水利が未整備の地域や地区の皆様から設置要望がありました地域などを考慮させていただきながら、順次整備を進めておるところでございます。具体的な整備計画といたしましては、消火栓と有蓋防火水槽を隔年で2基ずつ整備を進めていく予定でございます。

次に、(2)消防水利の管理状況についてで ございます。

消防水利の点検につきましては、常備消防の ほうで年1回、全ての消防水利において点検を 実施していただいております。また、消防団員 の方にも水利の見回りですとか除雪のご協力を いただいておるところでございます。

無蓋防火水槽につきましては、昨年度、令和4年度でございますけども、そのときの調査の段階では、標識板の不鮮明など軽微なものを含めまして、総数27基のうち約4割に何らかの修理が必要な状況となってございます。昨年度の無蓋防火水槽の修繕費用につきましては、約24万円となっておりまして、その主な修繕の内容につきましては、無蓋防火水槽の転落防止用として設置しております金網の交換ですとか、ロ

ープとくいによる危険箇所の明示等を行ってご ざいます。

次に、3番の既設防火水槽の機能維持についてでございます。

既設防火水槽のうち有蓋防火水槽につきましては、比較的維持管理が容易でございまして、 揚水用のサクションパイプの部品交換や標識板 の交換など、かかる費用も少ない状況でござい ます。

一方、無蓋防火水槽につきましては、議員ご 指摘のとおり、転落防止用の金網の腐食による 交換や防火水槽内に流入してきた泥の撤去作業 など、維持管理には多くの費用と労力を要する 状況でございます。

有蓋防火水槽については、水道管が埋設されていない地域でも設置できることから、災害時は非常に有用でございますが、設計等を含めますと、1基当たり約3,000万円と非常に高額なため、起債や補助金などを活用しながら順次整備を進めている状況でございます。

このような状況の中で、既存の無蓋防火水槽 の維持管理は、消防水利の充足率を減衰させな いためにも、今後も必要不可欠と考えておりま す。

また、無蓋防火水槽の維持管理につきましては、泥上げや金網の修繕などで地元市民の皆さんや消防団の皆さんに多大なるご協力をいただいております。限りある財源の中、有効に活用していくためにも、引き続きご協力をお願い申し上げるところでございます。

さらには、予防保全型の管理ということでは、 水利の点検結果を基に、金網の腐食防止措置で すとか、無蓋防火水槽に渡す電柱の更新など、 施設の長寿命化措置を今後検討してまいりたい と考えておるところでございます。

- 〇鈴木富美子議長 8番、竹田陽一議員。
- **○8番 竹田陽一議員** それぞれに答弁いただき ました。

教員の働き方改革の中の持ち帰り残業の関係であります。先ほどの答弁では、直近の1週間の様子をお話しいただいたところでありますが、勤務時間については、当然1年間の全ての期間を通じて把握する必要があるわけですし、持ち帰りについても、直近というと4月、5月とか9月、10月の忙しい時期の部分がなかなか見えないというようなところがありますので、持ち帰りについても、申告制ではあるものの、どのくらい教員の方が持ち帰りしているのか、その辺をきちっと把握することが必要かなと思いますが、その辺について、学校教育課長にもう一度お願いしたいなと思います。

- **〇鈴木富美子議長** 横澤聡一学校教育課長。
- ○横澤聡一学校教育課長 持ち帰りについては、 今、竹田議員から、把握をしておくことが大事 だということはそのとおりだなと感じていると ころです。ただ、一方、把握をするためにも教 頭ですとかそれ以外の先生方についてもまとめ、 報告等の業務がまた今度増えてくるなんていう ことも十分考えられますので、その辺のところ のバランスを十分配慮しながら、今後、先生方 の持ち帰りについては把握していくようにした いと考えております。
- 〇鈴木富美子議長 8番、竹田陽一議員。
- **〇8番 竹田陽一議員** 持ち帰り残業についても 十分な把握をしていただきたいと思います。

次に、熱中症の関係であります。これも学校 教育課長にお伺いをしたいんですが、応急時の 措置については、対応マニュアルなどを定めて、 それで対応しているという答弁をいただきまし た。各学校でも危機管理マニュアルや、対応マニュアルというのは恐らく作成されていると思 いますが、熱中症についても、これから先、ますます増えてくるような傾向があるわけですから、きちっと危機管理マニュアルとか対応マニュアルにそのことを載せていく必要があるのか なと思いますが、その辺について。

- **〇鈴木富美子議長** 横澤聡一学校教育課長。
- ○横澤聡一学校教育課長 危機管理マニュアルに つきましては、それぞれの分野というところで 対応はしているところでございますけれども、 例えば熱中症ですと、暑さ指数というのがございます。 その中で、その数値以上ですと外での活動を抑えるようにですとか、具体的な指示が出ております。これは国から出ているんですけれども、それを基に各校でもつくっておりますので、それを加味しながら対応ということになるかと思います。
- **〇鈴木富美子議長** 8番、竹田陽一議員。
- **〇8番 竹田陽一議員** 働き方改革で、最後に教育長にお尋ねをしたいと思います。

子供たちが先生が生き生きとして仕事をしている姿を見れば、自分もぜひ教員にということになるのかなと思います。そういう姿をぜひ目指していただいて、今後も取組をお願いしたいと思ってます。

ブラックと言われるのは、一生懸命自己犠牲を払いながらやっているわけですので、大変悔しいところでありますので、ぜひ頑張って進めていただきたいなと思いますが、再度、教育長の決意をお伺いします。

- **〇鈴木富美子議長** 土屋正人教育長。
- ○土屋正人教育長 今、竹田議員からお話ありました。私もそのとおりだと思います。本当に先生という仕事って、私はなってよかったなと思いますし、もしもう1回別な仕事しろと言ったら、改めて選びたいなと思います。それだけいい仕事ですので、それをまず大事にしたいと思います。

ちょっと一つ、私、気になっているのが、今、 学校って6月が魔の月って言われるんですが、 私は4月だと思っているんです。4月にもう辞 める先生も県内で出ております。出勤1日で、 次の日から辞めたとか、そういう者も出ておりますけども、4月って物すごく大変なんですよね。何とか4月を最低3週間、できれば1カ月を全て午前授業にしながら、子供たちもだんだんソフトランディングできる、そんな期間にしたいなと。これがまずコロナ禍で学んだことだと思います。これについては家庭のご理解も必要だと思いますが、これについてはちょっと校長会でも諮りながら、実効性のあるものに取り組みながら、やりがいをつくっていきたいと思っております。いろいろこれからもご指摘いただければありがたいなと思います。

- **〇鈴木富美子議長** 8番、竹田陽一議員。
- ○8番 竹田陽一議員 働き方改革は地域の方々と一緒に進めていただければいいのかなと思います。地域の理解なくしてはなかなか前に進まないと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうご ざいました。

○鈴木富美子議長 ここで暫時休憩いたします。 再開は午後1時といたします。

> 午前11時55分 休憩 午後 1時00分 再開

○鈴木富美子議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

## 今泉春江議員の質問

〇鈴木富美子議長 順位8番、議席番号15番、今 泉春江議員。

## (15番今泉春江議員登壇)

○15番 今泉春江議員 日本共産党の今泉春江 でございます。4期目となり、議員として市民 の声を議会に届け、その実現のために頑張って まいります。よろしくお願いいたします。

つきましては、2つの質問と提案をいたします。

最初の質問です。

このたびの市議会選挙は無投票となりました。 長井市議会では初めてです。無投票であっても、 市民も私たち議員も長井市の発展のためにどう 取り組んでいくのか、今まで以上に前進に向け た努力が求められます。

今回の選挙は、告示前から無投票との予想がありましたので、市民からは無投票による心配の声が上がっておりました。無投票となれば、投票ができず、有権者の投票権がなくなり、選挙という民主主義の根本が行使できません。ある市民は、無投票なら全員が当選するのですかなどと聞く方もおり、選挙がないことに告示前から落胆する声が上がっておりましたが、予想どおりの無投票となりました。この方のようにがっかりしている方も少なくないと感じます。

立候補者は、ポスターや選挙カーのほか、法 定ビラ4,000枚、はがき2,000枚、選挙公報など、 選挙に向けて事前の準備をしておりますが、こ れらは有権者に政策や経歴などを知らせ、投票 していただくためのものです。しかし、無投票 となれば、使われないものは廃棄となります。 私は法定ビラを、告示日1日だけでしたが、21 か所行った演説場所で演説を聞きに出てこられ た市民の皆さんに配りましたが、残りは全て廃 棄となりました。市の古紙回収日に出しました が、候補者の私にとっては自分の分身のような 大切なビラやはがきの廃棄に涙が出る思いでし た。

また、市民からは、無投票となった選挙に 様々な声が上がっています。無投票では市民の